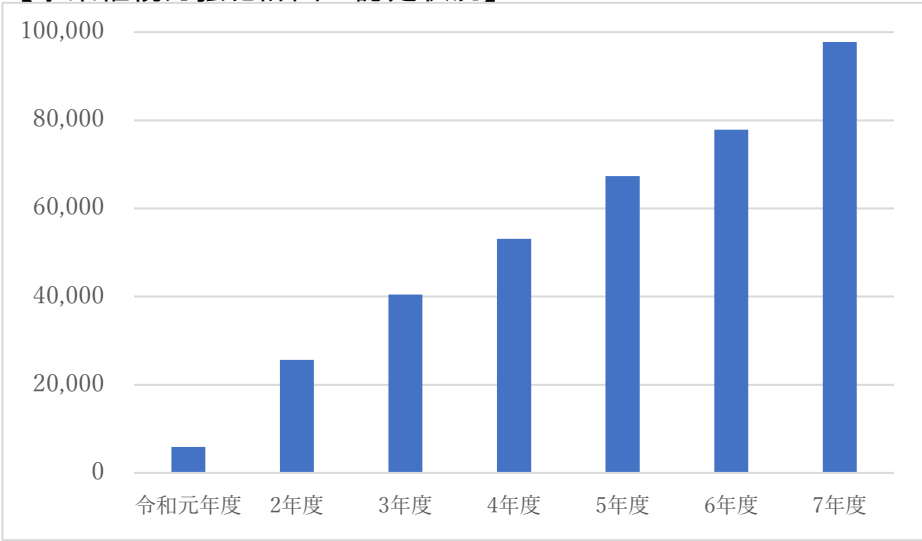


令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課経営安定対策室）

項 目 名	特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）の拡充及び延長		
税 目	所得税 租税特別措置法第 11 条の 3 租税特別措置法施行令第 6 条の 2 法人税 租税特別措置法第 44 条の 2 租税特別措置法施行令第 28 条の 5		
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。 対象設備に構築物（浸水防止設備）を追加する。 地方公共団体による補助金等との併用を可とする。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲12 百万円 （ ▲10 百万円） （ -百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 中小企業者等の自然災害等の発生に備えた事前対策を強化するための計画策定及び設備投資を促進することで、中小企業者等の事業継続力の強化を図る。 (2) 施策の必要性 令和8年熊本地震や令和8年8月の千葉豪雨をはじめ、台風の接近や線状降水帯の発生に伴う豪雨など、自然災害が全国各地で頻発している。このような状況の中で、中小企業者等による自主的な事前防災の取組を後押しし、防災・減災対策を強化することは、自然災害がサプライチェーンに及ぼす影響を最小限に抑える上で喫緊の課題となっている。また、中小企業者等が自然災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するとともに、事業停止や事業縮小に伴うサプライチェーンへの影響を抑制するためには、防災・減災設備の導入が不可欠である。 一方で、防災・減災設備の導入は直接的な収益向上にはつながりにくいため、中小企業者等においては収益力向上等のための設備投資が優先されている状況である。このため、税制によるインセンティブ措置を行い、防災・減災設備の導入を後押しし、事業継続力の強化を図ることが必要。 なお、一部の自治体においては防災・減災設備の導入に対する補助等の支援策が講じられているものの、対象や支援規模には限りがあり、未措置の自治体も多いことから、設備投資を広く促進する観点からは必ずしも十分とはいえない。こうした中、要件を満たしたすべての中小事業者等が確実に実質負担を軽減できる本税制措置と自治体による支援策とが一体となって機能することで、中小企業者等の投資判断を一層後押しすることが重要である。その結果、防災・減災設備の導入が更に進展し、中小企業者等の事業継続力の強化と、自然災害発生時におけるサプライチェーンの維持・確保につながることを期待される。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	7. 中小企業の発展 ○中小企業等経営強化法 (目的) 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 ○中小企業等の経営強化に関する基本方針 第7 中小企業の事業継続力強化 1 単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項 一 事業継続力強化 「事業継続力強化」とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。 政策体系における政策目的の位置付け 政策の達成目標 中小企業者等が、自然災害等の発生時において事業継続を図る能力を強化するために行う、事前対策の促進。	

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）														
		同上の期間中の達成目標	令和11年度までに、事業継続力強化計画の認定事業者における防災設備への投資者数を約3,360者（4,800者の70%程度）まで伸ばす。（令和10年度の目標は2,913者）														
		政策目標の達成状況	中小企業等強靱化法の施行（令和元年7月）以降、令和8年3月末までに約98,000者の事業継続力強化計画を認定しており、中小企業者等の防災・減災にかかる取組は着実に進んでいる。 【事業継続力強化計画の認定状況】  <table><caption>事業継続力強化計画の認定状況（推定値）</caption><thead><tr><th>年度</th><th>認定件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和元年度</td><td>約5,000</td></tr><tr><td>2年度</td><td>約25,000</td></tr><tr><td>3年度</td><td>約40,000</td></tr><tr><td>4年度</td><td>約55,000</td></tr><tr><td>5年度</td><td>約68,000</td></tr><tr><td>6年度</td><td>約78,000</td></tr><tr><td>7年度</td><td>約98,000</td></tr></tbody></table> （出所）「『事業継続力強化計画』地域別認定件数一覧」（中小企業庁） また、本税制を活用した設備投資については、令和8年3月末までに約123者（推計含む）の税制適用実績であり、更なる設備投資の促進が必要である。	年度	認定件数	令和元年度	約5,000	2年度	約25,000	3年度	約40,000	4年度	約55,000	5年度	約68,000	6年度	約78,000
年度	認定件数																
令和元年度	約5,000																
2年度	約25,000																
3年度	約40,000																
4年度	約55,000																
5年度	約68,000																
6年度	約78,000																
7年度	約98,000																
有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 109件 令和10年度 109件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、事業継続力強化計画認定者数等より推計															
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現行制度は、特別償却の適用を可能としているが、これにより、中小事業者等は設備投資をした初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、本税制を利用するためには、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受ける必要があり、国の指針に基づき、事業継続力の強化を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要である。 本税制により、中小事業者等は償却費用の前倒しといったメリットを享受できるため、より積極的な防災・減災に向けた設備投資を行うためのインセンティブとなる。 加えて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者等（認定事業者）における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）を取得する場合に適用を可能としている。															

			なお、本税制措置を利用し、防災・減災設備を導入した認定事業者を対象としたアンケート（令和 4 年度実施）では、税制措置があることによって「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」と約 7 割が回答。 また、防災・減災設備投資を計画しなかった認定事業者を対象としたアンケート（令和 8 年度実施）では、「防災・減災設備投資は必要／やや必要」と 9 割超が回答した一方、「防災・減災以外の設備投資を優先的に実施する」と回答したのが約 7 割であり、経営環境の悪化や人手不足等への対応に追われ防災・減災設備投資が劣後している状況。更に、約 4 割が「税制措置（特別償却）が防災・減災設備投資のきっかけとなりうる」と回答しており、本税制が中小事業者等の防災・減災設備投資を後押しすることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制では、認定事業者における、実効性の高い防災・減災対策の実践のための設備投資を後押しするため、防災・減災に直接的に機能を有する設備を取得する場合に適用を可能としている。 防災・減災設備は被災した際の被害軽減に大きな効果があり、サプライチェーンや地域経済への影響を抑えるものであるが、当該設備は災害発生時にしか使用されないため、積極的には設備投資を行いにくい性質のものである。 よって、本税制により、償却費用の前倒しといったメリットを与えることで、防災・減災対策への設備投資が促進されるため、災害発生時のサプライチェーンや地域経済への影響軽減につながる 令和 8 年熊本地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小事業者等における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、引き続き、本税制による防災・減災設備投資の後押しが必要である。
適用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績		【適用件数】 令和 4 年度：15 件 令和 5 年度：9 件 令和 6 年度：13 件 【減収額】（推計） 令和 4 年度：9 百万円 令和 5 年度：3 百万円 令和 6 年度：10 百万円
	租特透明化法に基づく		租税特別措置法の条項：第 44 条の 2

	適用実態 調査結果	適用件数： 13 件 適用額： 44,654 千円 ※令和 6 年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本税制が防災・減災設備への中小事業者等の投資判断を後押ししている。具体的な数値としては、本税制があることによって約 7 割の認定事業者が「設備投資額を増やすことができた」、「設備投資の時期を早めることができた」とのアンケート結果がある（令和 4 年度中小企業庁アンケートより）。 他方、防災・減災設備投資を計画しなかった認定事業者を対象としたアンケート（令和 8 年度実施）では、「税制措置（特別償却）が防災・減災設備投資のきっかけとなりうる」と回答した企業のうち「優先的に実施するインセンティブとなる特別償却率は最低 10%以上」と回答したのは 1.5%に留まっている。
	前回要望時の達成目標	令和 11 年度までに、認定事業者における防災設備への投資者数を約 3,360 件（4,800 者の 70%程度）まで伸ばす。（令和 7 年度の目標は 951 者）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 7 年度の目標 951 者に対し 544 者と目標未達の状況。 認定事業者のうち防災・減災設備投資計画者（税制適用計画者）を対象としたアンケート（令和 7 年度実施）では約 5 割が「防災・減災以外の設備投資を優先した」と回答したほか、約 1 割が「投資を行う資金的余裕がなかった」と回答。また、認定事業者のうち防災・減災設備投資未計画者を対象としたアンケート（令和 8 年度実施）では、「税制措置（特別償却）が防災・減災設備投資のきっかけとなりうる」と回答した認定事業者のうち「優先的に実施するインセンティブとなる特別償却率は最低 10%以上」と回答したのは 1.5%に留まっており、防災・減災設備投資を計画しても他の投資が優先されていること等が理由である。
これまでの要望経緯		令和元年度 中小企業防災・減災投資促進税制を創設 (適用期限は令和 2 年度末まで) 令和 3 年度 設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、感染症対策設備を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和 4 年度末まで) 令和 5 年度 耐震装置を対象設備に追加した上で延長 (適用期限は令和 6 年度末まで) 令和 7 年度 対象設備の見直しを行った上で延長 (適用期限は令和 8 年度末まで)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定事業継続力強化設備等の特別償却（中小企業防災・減災投資促進税制）

○本税制の政策目的は、中小事業者等による自然災害等への事前対策としての防災・減災設備投資を促進し、災害時における事業継続能力の強化を図ることにある。また、本税制は、事業継続力強化計画の認定を受けた中小事業者等が当該計画に基づいて設備を取得等することを適用要件としている。このため、自己点検においては、認定事業者のうち設備投資を計画している者を対象に、その事業継続の状況をアウトカムとして設定し、効果を検証した。

○その結果、短期アウトカム（認定2年後における事業継続）および中期アウトカム（同5年後における事業継続）は企業全体の事業継続率と比較して高い水準となっており、本税制による防災・減災設備投資の促進は、中小事業者等の短期的・中期的な事業継続に対して一定の効果をもたらしたと考えられる。一方で、企業の平均寿命は23.5年（東京商工リサーチ調べ）とされているほか、被災時には災害復旧貸付や補助金等の支援措置も講じられることから、本税制の効果については短期・中期のみならず、より長期的な視点で引き続き検証していく必要がある。

○加えて、足元では令和8年熊本地震や令和8年8月千葉豪雨にみられるように、震度5弱以上の地震や浸水・土砂災害をもたらす豪雨の発生が相次いでおり、中小事業者等を取り巻く災害リスクは一層高まっている。また、過去10年間に4度の大規模災害を経験した熊本県のように、同一地域において繰り返し災害が発生している例もあり、今後さらに防災・減災設備への投資を促していかなければ、中小事業者等の事業継続率が低下する可能性がある。また、特に豪雨の発生頻度が増加し水害リスクがこれまで以上に高まっている状況のため、工場・事務所や敷地全体を守る設備として構築物に該当する浸水防止設備の設置も新たに促していく必要がある。

○このため、本要望においては、このようなリスクに対して中小事業者等が対応できるよう、中小企業の防災・減災設備投資を促すことを目的として、本税制の拡充及び延長を要望する。